教育基本法関連

五月二十三日午後五時に衆議院事務総長宛に「日本国教育基本法案」を提出いたしました。会期を一ヶ月残すのみの四月二十八日に政府自民党が提出した「教育基本法改正案」を受け、連休を挟んで党内で取りまとめ、合意を得た法案です。党教育基本問題調査会座長の西岡元文相が中心となり、表2にあるように、

<表2>現行の教育基本法と政府改正案、民主案の比較

	現行法	政府提出の改正案	民主案
前文	個人の尊厳を重んじ、普遍的にして個性ゆたかな文化の創造を目指す教育を普及徹底	個人の尊厳を重んじ、公共の精神を学び、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す	日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、他国や他文明を理解し、新たな文明の創造を希求
教育の目的	平和的な国家及び社会の形成者として、個人の価値をたっとび、自主的精神に充ちた国民の育成	平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成	民主的で文化的な国家、社会及び課程の形成者たるに必要な資質を備え、心身ともに健やかな人材の育成
教育の目標・方針	学問の自由を尊重し、自発的精神を養い、文化の創造と発展に貢献するように努める	伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重する態度を養うこと	※条項なし
宗教教育	宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は尊重しなければならない	宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は尊重されなければならない	宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、尊重されなければならない
教育行政	教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行なわれるべくものである	教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべくもの	地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならない

「日本を愛する心を涵養（水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること）」「宗教的感性の涵養」などを明記した上で、昨年末まとめた民主党の憲法提言、今年四月に衆議院に提出した「民主党の行政改革関連法案」で、その骨子とした「補完性の原理」を基本的に踏襲したものです。

「補完性の原理」とはＥＵ（ヨーロッパ諸国連合）も、その政策の基本に置く「住民に身近な行政は市町村が担い、都道府県や国がそれを補う」というものです。いわゆる「愛国心」を国が押し付けないための大切な原理です。また、「国は最終的な責任を有する」「教育行政は地方自治体の長が行う」「学校運営理事会を置く」「地域と学校の連携」「幼児・家庭・職業・社会・政治・情報教育」などが主な項目です。五十九年ぶりの改正ゆえに徹底審議を求めていきます。

医療制度改革法案 政府与党強行採決！

政府与党は五月十七日の衆議院厚生労働委員会において、「医療給付費の抑制」という財政主導の「医療制度改革法案」についての委員会審議を一方的に打ち切り、「医療制度崩壊の危機」に対して何ら解決策を示すことなく、強行採決しました。言語道断です！民主党のがん対策基本法案の審議に応じないばかりか、高齢者は二千五百億円の負担増につながる内容。自由診療をより認めることで「医療の格差」も拡大することが懸念されます。無保険者が増えることは厚生労働大臣も認めているからです。

あわせて、年金の未納率を下げるために全国十九の社会保険事務所が本人の同意を得ないまま勝手に「免除」したことが明らかになりました。大阪府だけで三万七千人、全国では五万七千人以上が不正免除されたことが発覚しています。この数が今後増加することは必至です。

年金保険料でゴルフボールを購入するなど社会保険庁の不祥事を正すためにトップに民間人を据えた「総理の民間人採用」が「未納率の偽装」に繋がったのです。まさに「見せかけの改革」「やったふりの改革」ここに極まれり！

現内閣は末期症状を呈しています。速やかな交替を求めます。そして、来年の地方自治体選挙、参議院選挙に臨む民主党にご期待ください！

衆議院議員 たけまさ公一

Takemasa Koichi プロフィール

- ▼ 昭和36年生まれ。さいたま市立木崎小、木崎中、県立浦和高、慶応義塾大学法学部政治学科卒。松下政経塾（5年間）卒塾。
- ▼ 平成7年、埼玉県議会議員初当選。平成11年、埼玉県議会議員2期目当選。
- ▼ 平成12年「**国政・新時代！**」を掲げ、衆議院議員選挙に初当選。平成15年、17年連続3期当選（小選挙区）。
- ▼ 衆議院では、外務委員会筆頭理事、民主党では選挙対策委員長代理、次の内閣（＝NC）外務総括副担当、埼玉県連幹事長。